

ホメオパシー

- ・ ビタミンK不投与事件
 - ・ 初期の報道とホメオパシー団体の反応（VK事件）
 - ・ ホメオパシーと医療ネグレクト
 - ・ 日本助産師会とホメオパシー
 - ・ 2010/7/31の新聞報道とホメオパシー団体の反応
 - ・ 2010/8/5朝日新聞の記事とホメオパシー団体の反応
 - ・ その他の被害例（VK事件）
 - ・ 日本学術会議とホメオパシー

日本助産師会の見解

「ビタミンK不投与事件」の初期の報道を受けて、社団法人日本助産師会は以下のような見解を発表をした。

- ・「ビタミンK 2投与がなされず、児が死亡した件に関して」(pdfファイル、リンク切れ)
社団法人日本助産師会、平成22年7月9日

平成22年7月9日
社団法人日本助産師会

ビタミンK 2投与がなされず、児が死亡した件に関して

平成22年7月9日付、読売新聞（朝刊）に掲載された。これは、昨年8月3日に本会会員の開業助産師が関わり、自宅分娩し、母乳のみで育て、ビタミンK₂を投与せず、自然療法のビタミンK₂の代わりに錠剤を投与した児が10月16日に山口県宇部市の病院でビタミンK欠乏性出血症と診断され、呼吸不全で死亡した。母親は、助産師を相手に、損害賠償訴訟を山口地裁に起こしたことが報道された。

このような事態が発生したことは、誠に遺憾であり、亡くなられた子どもさんとそのご家族の皆さまには、心から哀悼の意を表しますとともに、一度とこういうことが起きないよう本会としても、強く会員に注意の喚起を促していきたいと考えている。

今回の自然療法を含む東洋医学・代替医療等に関する本会の見解を述べる。

東洋医学、代替医療等に関する日本助産師会の見解

助産師は、「保健師助産師看護師法」に基づき、正常妊産婦及び新生児に対する診査やケアを提供することを業務としている。具体的な助産師の役割や責務に関しては、本会で、「助産師の声明」や「コアコンペテンシー」に規定し、公表している。

助産師は、女性や新生児が本来持っている力を最大限に発揮できるよう支援している。それゆえ、生理的な自然の力を重視し、業務を行っている。

助産師は、活動の対象としている人々に対して、人間存在を全体的に捉えるべきであると考えている。すなわち、西洋医学を中心とした上で、食事療法、東洋医学や代替医療等も包含する統合医療の観点から理解しケアを展開している。

分娩を取り扱う開業助産師の業務基準に関しては、「助産所業務ガイドライン」を定め、それに基づき、母子の安全性を最優先した業務を実施している。

したがって、助産学に付随する医学の考え方の基盤は、いうまでもなく西洋医学であり、あくまでも西洋医学的見解を主に助産学が展開されていることは既存の事実である。それゆえ、助産師業務にまつわる妊産婦や新生児の様々なケアに関する考え方も同様である。

それゆえ、ビタミンK₂の投与や予防接種は、インフォームド・コンセントのもと推奨されるべきである。

以上

この見解に対しては「助産院は安全？」で批判的な意見が公開されている。

- ・「助産師会からのVK₂訴訟についての見解を読んで」 2010-07-17

日本助産師会の見解には『ビタミン K 2 の投与や予防接種は、インフォームド・コンセントのもとと推奨されるべきである』とあるが、報道によると母親は、「(助産師が) ビタミン K について説明しなかった」だけではなく、「母子手帳にもビタミン K が投与されていたように虚偽記載している」と証言している。

なお 2009 年 4 月に、日本助産師会にホメオパシーについての見解を問い合わせた人物 (Taku さん) がおり、同年 5 月の時点での回答が kikulog の「助産院とホメオパシーなど」(2009/10/16) で公開されている。その回答を引用しておく。

平成 21 年 5 月 15 日
社団法人 日本助産師会
安全対策室長

ホメオパシーに関するお問い合わせへの回答

平成 21 年 4 月 10 日付のメールでお問い合わせいただきました上記の件に関して、回答させていただきます。

記

1. ホメオパシーに関する見解

ホメオパシーは今から 200 年前にドイツの医師ハーネマンが確立した療法で、その起源は古代ギリシャのヒポクラテスまで遡るといいます。代替医療の一つである。イギリスでは療法そのものが、国民医療保険の対象になっており、英国王室の主治医は 150 年間、ホメオパシーの医師が勤めていると言われている。

我が国の開業助産師の中には、ホメオパシー療法の認定の施術者として、日本ホメオパシー医学協会にて認定された助産師がホメオパシー施術を実施しているときいている。認定を受けた者が対象者の妊産婦の同意を得て実施することは、問題がないと考える。

現在、わが国における開業助産師の業務は、保健師助産師看護師及び医療法に基づき、更に本会の「助産所業務ガイドライン」にのっとって実施している。ホメオパシー施術の適用もその業務の範疇は正常経過を辿る妊産婦であることは言うまでもない。

2. ホメオパシーを実施する助産所が児の予防接種を勧めないかどうかについて、数ヶ所の助産所に電話で確認したが、その事実はなかった。

今後、助産所において、そのような指導がなされていることが判明すれば、本会としては直接指導することや、中止するよう働きかける必要があると考えている。

これによると「日本ホメオパシー医学協会にて認定された助産師」が、妊産婦の同意を得てホメオパシー療法を実施することには「問題がないと考える」とのことだが、事件後も日本助産師会は「問題がない」と考えているのだろうか？

8 月 10 日に発表された助産師会の見解

・「ビタミン K 2 投与に関する日本助産師会の見解」(pdf ファイル)

全文を引用しておく。

助産師は、安全かつ有効な助産行為を行うことを前提に業務を遂行しているものである。安全かつ有効な助産行為とは、現在の医療水準において、科学的な根拠に基づいた医療を実践することである。

山口県で起こったビタミン K 2 シロップを投与せず児がビタミン K 欠乏性出血症により死亡した事例については、当該助産師が補完代替医療の一つであるホメオパシーによる効果を過大に期待したためと考える。ホメオパシーのレメディは K 2 シロップに代わりうるもの

ではない。

日本助産師会はこの件を重く受け止め、全会員に対して、科学的な根拠に基づいた医療を実践するよう勧告する。

2010年8月10日
社団法人日本助産師会
会長 加藤尚美

なお、最初に公開されていた「ビタミンK2投与がなされず、児が死亡した件に関して」(pdfファイル、リンク切れ)という文書は削除されているので、現在は見ることはできない。

日本学術会議会長の談話発表後の見解

- ・「「ホメオパシー」への対応について」(pdfファイル) 平成22年8月26日、社団法人日本助産師会会長 加藤尚美
- ・「乳児に対するビタミンK2シロップ投与の徹底について」(pdf) 日助発第416号 平成22年9月13日 社団法人日本助産師会 会長 加藤尚美

「ホメオパシー的妊娠と出産」

由井寅子著の「ホメオパシー的妊娠と出産」(ホメオパシー出版、2007年)の第二章「ホメオパシー助産師の臨床現場から」(2004年9月12日午後の部・嶋原操 講演録)に「K2シロップ」(p.67)という項目があり、「ビタミンK2のレメディ」が登場する。嶋原氏は「ビタミン剤の実物の投与があまりよくないと思うので、私はレメディにして使ってます」と述べている。

さらに、自宅でお産したお母さんから「赤いウンチが出た」という電話があった話が載っている。嶋原氏はこれを真性メレナと診断したようで、「出血傾向ですから、ビタミンK2のレメディをとらせて、それで3回くらいウンチが出たら、出血は止まりました」、「だいたい私どもは、病院に送るか送らないかは最後のところで判断するのですが、レメディをやってみて反応がいろいろにいけば、本人の自然治癒力が働いていると思って病院には送らないわけです」と述べている。

つまり、一部のホメオパスは、今回の事件以前から、ビタミンK2の代わりにレメディを飲ませていたようだ。厚生省研究班の総括報告書(1983年度)によると、ビタミンK2シロップを飲ませていなかった時代には、推定で年間400人もの赤ん坊が「ビタミンK欠乏性出血症」を発症していたらしい。ビタミンK2の代わりにレメディを飲ませるような行為を続けていけば、いずれ今回のような重大事件は避けられなかったであろうということがわかる。

なお、嶋原氏は由井氏とともに助産師会で複数回講演を行っているようだ。たとえば、

- ・「3/19 兵庫県助産師会主催によるホメオパシー講演が行なわれました。」ホメオパシー ジャパン(株)
- ・「学長紹介」ロイヤル アカデミー オブ ホメオパシー
- ・「パース(出産)講演会」Homoeopathy TIMES[ホメオパシー・タイムス], 2006年5月19日(金)

によると、以下のような日程で行われていた。

- ・2004年11月： 長野県助産師会・松筑支部

- ・2005年8月：大阪府助産師会・助産所部会
- ・2006年6月：日本助産師会・和歌山支部主催・和歌山県民文化会館
- ・2008年3月：兵庫県助産師会主催、兵庫県看護協会新会館にて
- ・2008年3月：日本助産学会学術集会ランチョンセミナー

嶋原氏は「カリスマ助産師」の神谷整子氏とともに、桜沢エリカの「贅沢なお産」(新潮社、平成15年)にも登場する。また、「東瑠美・ホメオパシーケアセンター」というブログのエントリ「ご冥福を」(2010,06,04)によると嶋原氏はすでに逝去されておられるようである。

この本のデタラメぶりについては、以下のエントリも参照。

- ・「流産した女性に日本ホメオパシー医学協会会長の由井氏が掛けた信じがたい言葉」 Not so open-minded that our brains drop out., 2010-10-24

これは突っ込めないと探そうが難しいような本だが、これを書いたのは、医者資格もなければ医学知識もない由井寅子氏だけというわけではなく、プロの助産師も協力している点がきわめて問題である。

助産師会の機関誌で代替医療特集

(社)日本助産師会の機関誌「助産師」の64巻3号(2010年8月1日発行)に、「産科における代替医療を考える」という特集が生まれ、「ホメオパシー」(渡辺愛、渡辺助産所)というタイトルの記事が掲載された。

この特集の冒頭には、(社)日本助産師会 安全対策室長 岡本喜代子氏の以下のような発言があり、この特集がビタミンK不投与事件がきっかけだったということがわかる。

残念ながら、昨年、ホメオパシー療法で事故が起きた。ビタミンK2投与が実施されず、児は、1ヶ月健診後にビタミンK2不足が原因と思われる頭蓋内出血で死亡した。
これを機に、助産業務と代替医療の活用範囲に関する検討が急務であると考え、今回の特集を組むことにした。

しかし、あわてて組まれたせいも、この特集はどこかの外れなものとなっている。これに関しては、以下のブログ「助産院は安全？」のエントリを参照。

- ・「機関誌『助産師』の特集記事「産科における代替医療を考える」を読んで」 2010-08-14

ここではこの特集の記事をいくつか紹介していきたいと思う。

補完代替医療とリスクマネジメント

大野智 埼玉医科大学国際医療センター, p.8-13

これは、この特集の最初の記事であり、代替医療について以下のように述べている。

科学的根拠がない補完代替医療を、科学的根拠がある標準的な医療の代わりに、病気の治療や予防として利用することは、決して許されるべきではありません。

もっともな意見だが、そもそも、標準的な医療の代わりにはならないものが、なぜ、「代替医療」と呼ばれるのであろうか？

しかし、科学的根拠(エビデンス)がないからといって、補完代替医療が全て否定されるべきではありません。科学的根拠がないと言うことは、「効果がない」ということを意味しているわけではなく、「効果があるのかないのか分からない」という状況を表しています。

「効果があるのかないのか分からない医療」を「標準的な医療よりも効果がある」と勘違いしている人が、現実には大勢いるということが、本質的な問題なのではなからうか？

EBMの考えに基づくとすることは、科学的根拠によって確立された治療法がある場合は、まずそれを優先することが前提になります。

まったくその通りだろう。EBM (evidence-based medicine) とは「科学的根拠に基づいた医療」のこと。

補完代替医療に対して否定的な立場を取っている医療者の場合、注意していただきたいのは、頭ごなしに補完代替医療を否定してしても問題の解決には至らないということがあります。

たしかに、これはそうかもしれない。

補完代替医療を積極的に取り入れようとしている医療者の場合、科学的根拠に基づいて確立されている標準的な治療法がある場合、それに替わって科学的根拠のない補完代替医療を用いることは絶対に行うてはいけません。

まったくその通りだろう。この記事は以下の文章で閉められている。

医療の分野では、多様な選択肢の一つとして、近年、補完代替医療が注目されています。しかし、補完代替医療の多くは、ヒト臨床試験による科学的根拠が乏しいものが多くを占めています。今後、よく計画されたヒト臨床試験による科学的根拠が蓄積され、多くの不確かなことが補完代替医療の名のもと漫然と継続されることなく、順次、有効・無効、有害・無害が明らかになっていかなければなりません。そして、有効性と安全性が確認された補完代替医療が、医療現場に取り入れられ、患者が満足のいく、より良い医療が提供されることを期待します。

科学的根拠を優先するのであれば、代替医療を「選択肢の中の一つ」とする前に、その科学的根拠を明確にしておくべきであろう。順番が逆であってはならない。

ホメオパシー

渡辺愛 渡辺助産所、p.23-26

この記事の筆者は、夫の英国転勤の際、3年間英国最大のホメオパシー専門学校 Center for Homeopathic Education で勉強したホメオパスである。

『ランセットやコクランでは、ホメオパシーの効果はプラシーボと差がないと明言しています』や『ホメオパシーは医療の代替にはなりません』などと述べ、ホメオパシーが無効であることをある程度認めているが、今回のVK不投与事件については言及していない。

彼女からレメディを渡されていた妊婦が、妊婦性の貧血を指摘され、医療機関から鉄剤を処方されていたにもかかわらず、服用の有無を確認したところ、まったく服用していなかったという体験談も書かれている。筆者は、かなり厳しくお産の危険性を説明し、錠剤を服用するよう説明して納得してもらったとのこと。

この妊婦は、友人に「鉄剤は子どもの性格に影響する」と言われ、出血時の危険性の話と板挟みになり悩んでいたようだ。

産科における代替医療を考える

早乙女智子 神奈川県医師会神奈川県立汐見台病院産婦人科、p.27-30

この記事は、現代医療に対してかなり批判的であり、ブログ「助産院は安全？」では「私からすると、結局は病院での分娩台のお産を否定している内容なんですよ」と評されている。

まだ書きかけ。